

の高天原を離れて此國に降り坐るに對へて降坐の神を留坐とは申せらるなりされば此言は御孫命の新に天降坐つるころ申せし言の傳はりたる物なりとあり祝詞講義に高天原云云とは全世界に神靈の充塞り御在ることを顯明より幽冥に取分て申せるなりと見ゆされば高天原に神の御座することは辨を俟たず唯神のあつまりますとトヽまりますとの二義あるなり○皇親神漏岐神漏美乃命以氏 統べ知ります親しき御祖の男神女神の命を以ちてといふ意祝詞考に皇は統といふことにて天を統知坐すを皇大御神といひ國を統知坐を皇大君と申す尊言なり陸は天皇の皇祖神たちなれば御親しみのよしなりとあり大祓詞後釋に皇は須賣良賀と訓べし陸之牟都云云と下に属く言なり是を昔より皇陸と續けて須賣牟都と訓來れるはあるべき語にあらずとあり祝詞講義に皇陸は皇御孫命の御祖と申す義なり神漏岐神漏美は上在君上在女にて古語拾遺に謂ゆる神魯

岐は高皇產靈神神魯美は皇神產靈神にて全世界に有る八百萬千萬神の最上貫首の神たる由なるが汎く男女の皇祖ならぬ神をも尊みて然申せりとあり(名義の詳なることと上に述べたり)○八百萬神等乎 數多の神たちをといふ意八百萬とは數を云ひたるにあらず數の多きをいひたるなり故に古事記傳に數多き至極を云へりとありたり○神集集賜比 あつめにあつめたまふなりといふ意さて此集中に二つの活用あり波行四段の活用(規則動詞第一類)にてフ、フ、ヘ、ハ、ヒヘと變化するときは自動詞なり波行下二段の活用(規則動詞第二類)にてフ、フル、フレ、ヘ、ヘヨと變化するときは他動詞なり而して自動詞にて解するときは集まる、より合ふといふなり他動詞にて解するときは集む、寄すといふなりされば此處は御祖の男女神の命を以て數多の神を集むるなれば他動詞とすよりテドヘと訓べし神は例の美稱なり祝詞考に古事記に訓^レ集云^ツ都度比^ヒとわるは言の本を注せ

るなりこゝは用の言に都度倍と訓ことなりと見ゆ大祓詞後釋に都度比と都度閉とは自他の差にて都度比は自樂ふなり古事記に都度比と注したるも八百萬神みづから集へると云所なればなり都度閉は令集の約よりたるにて他を集そしむるなりこゝは詔命を以てつとぞしむるをいへば都度閉なりとあればつとへなること著し○神議議賜氏

事を議りに議り給ひてといふ意此議は良行四段の活用(規則動詞第一類)にてル、ル、レ、ラ、リ、レと變化する語にて他動詞なりこれ語らひて論じ定む相談すとか解くものなりされば上の詞の他動なれば下の詞の他動なるは格にかなへるなり○我皇御孫命波 我皇御孫命はといふ意我は自称の人代名詞なり大祓詞後釋に我之皇祖神たちの我なりとあり祝詞講義に之我大君などいふ我に同じとあり此之祖神たちの我なり久保氏もさいはれたり皇御孫命は彦火瓊々杵尊を申すなりこれより轉じて天皇の代名詞とも爲るなり後

釋にこゝの御孫命は邇々藝命をさして詔ふなりこれよりして御代々々の天皇いづれをもかく申し奉るなりとあるにても知るべし○豊葦原乃水穂之國乎 十分なる葦原の麗るはしき稻穂の國といふ意名義既に上にのべたり國號考には豊は美稱にて葦原とはいとく上代には四方の海べたは悉く葦原にて其中に國處は在て上方より見下せば葦原の廻れる中に見えける故に高天原よりかくは名づけたるなりと見ゆ水穂とは祝詞考にみづははみづくしき穂をいふとあり古事記傳に美豆は物の美しきをほむる言にて是は穂をほめたるなり穂は稻穂を云り葦のにとあらずとありこれを見ても知るべし○安國止平久知所食止事依志奉岐 麗るはしき安き國と平らげく知らしめ給へと事を寄せまつりきといふ意祝詞考に事と言なり依はいひ寄せさづくるなりとあり大祓詞後釋には事依は字の如く事を寄すなり言にはあらずとありこれ事の説を可とすまた同書

に安國はたゞ安き國と心得てもよかるべけれども安見し給ふ國といふことなりとありさもあるべし○如此依志奉志國中爾かくの如く事を寄さしまつりし國の中にといふ意大祓詞後釋に此祝詞の内に國中といへるに二つあり一つは俗にも國中といふ意にてこれはそれなり一つは四方之國中とあると四方の國の中央の意なり久奴知と訓れたると万葉に久奴知跡等其等とあるによられたりとこれ國の中のこらずをいひたるなり○荒振神等乎波 荒れ振るまゝ神たちをばといふ意○神問志爾問志賜 問ひに問ひ賜ふてと云意神は美稱問はしば問ふの延びたるなり問ふは他動詞にて波行四段の活用語なり外言ふの約とこれ聞きたゞすとかたづぬとか解く言なり祝詞者にとはしといふはとはしめちふを約めいふにてあがめ辭なりとあり大祓詞後釋にとはしといふ類は延たる言にて古言の常なり凡てかく延ていふはもとは必しもあがめ言にもあらざりじに

や賤き者のうへの事にも多くいへる例有りされどもれのづからわがむる言にもなれるなりとありさて考の説はよりがたしそはとはしめの約とはしとはいかなる音にやこれとふの延音とはしとなるを知らずして思ひ違へしなるべしまたいふかゝる説の出でたるは後釋にある如く合問の眞字よう起りたるなるべし假字にてはとはすとほしと書するものなるをや○神掃掃賜此 祓ひに掃ひ賜ひてといふ意掃を除け捨つぞくとかいふ義の詞なり○此處に祓詞後釋祝詞考の二書に説あり考には此事ともの凡是神代紀に經津主神武甕槌神を天降し給ひて大名持神事代主神此國を皇御孫命に遷奉給ひとある是なりかくて大名持神に問せ給へる天津神の御言に高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地故先遣我二神駆除平定汝意如何當須避不しかば天の下の荒ぶる惡き神を悉く拂平て右の二神天にかへりと申し奉れり下つ國ははじめ皇祖神の命に依て伊邪那岐伊邪那美

二大御神の生給ひ作り給ひてさて日神月神は天にのぼせ奉りて須佐之男命の知り給ふべき國なるを此命は皇祖の命に背き給ひしかば底つ國に逐はれ給へりこれによりて御孫命に依り奉り給へるなりかゝれば此國は御孫命のしろしめすべきことわりなりと見ゆ後釋に此所神掃云云は荒振神に係り神問云云はむねと大名持神に係れり然れば云云神乎波神問志爾云云荒振神等乎波神掃云云と分てあるべきことなるにたゞ荒振神等とのみあるは大名持神もあらび給へることきこねていかゞなれども語を省きてかくもいふべきにや又思ふにここに荒振神といへるは暴惡之神のたゞのみにはあらず凡て天つ神にまつろひより來ずして疎々しき神をひろくいへるなり云云とありされば荒振神といふことどもはこれらの説によるべし○語問志磐根樹立 ものをいひし磐及び杠キリヒの立ちてあるといふ意さて樹立にこのたちときねたちとの二つの訓みありこはきねたち

とよむかたれだやかなるべし祝詞考に樹立は大殿祭詞に磐根木根乃立知とあるによりてこゝもこのたちと訓べし木の杠キリヒの事なり新撰字鏡に杠支利久比とある是なう出雲神賀詞には石根木立青水沫毛事問天などあるにてこゝもこの立とよみて木の杠の事なるを後世入立を下へ取て立草のと訓はひが言なり上を木のといひて其乃の辭を終すして他をいふ言やはあるかくて木の立とは全き木之本よりにして棟杭のみ立て有るすら物いふと云ふなり艸の片葉に對へしにても知るべしとあり大祓詞後釋に磐根之たゞ磐にて根は添ていふ言なり屋を屋根羽を羽根杵を杵根矛を矛根島を島根といふ類なり考の大殿祭の下に岩の高く顯れたるをいはぬといひ深く土にあるを岩根といふといはれたるはわろし樹立はきねたちと訓べし大殿祭祝詞に木根乃立知とある乃字は決て衍なるべし乃といふ辭有て之謂もいとあしき上に乃といふべき詞にあらずきねたちな

うさて他の祝詞にはみな木立とあれともこだちと訓ては叶はずこれ也常いふ木立の事にはあらず考の説の如く社なれば根字あるに依りて訓べきなり然らば只樹立木立など書けるはいかにといふにかの岩根屋根などの例の如くたゞ木の事をも根を添て木根といふ故なりされば木立など書けるは木の一字をきねに用ひて書けるにて屋の一宇をやねと訓むが如し意は木根立にて是は根に意あるなりとあり此によりていはねとよみて意は磐と杠とをいふなり根は根あるによりてつくる詞にあらず物をうつくしみて稱ふる言なりすべてナニヌ子ノの行は親愛の詞にて多く美稱に用ゐるものとす此處の根も美稱なりと辨ふべし○草之垣葉_{モ語止氏}草の片葉をもものいひやめてといふ意即ち平けてといはんが如し垣は借字なれ片の意を祝詞考に垣は訓を知らせて字を借右の大殿祭には可岐葉と假字に書上の龍田祭にそ理りもて片葉と書るを相ひかへて見

よかくてよろづを平げていさゝかのあやしげもなくして天降し奉りしなりとあり大祓詞後釋に垣字朝野群載に之破と書り此破字と又片とも書るとを合せて思ふにかき葉とはまづ凡て草也大かた三葉五葉つゝなど並びて生る物なるにそれをかきとりてたゞ一葉などを残りてあるさまを以ていふ詞にて意はたゞいさゝかの草の一葉までといふあるべしとあり大祓詞新解にかきとはかけのけをきといふにて葉の闕け落たるをいふべしとありこれらにてかきはの意は知らるべし○天之磐座放 高天原の御座を離れたてまつりてといふ意磐は堅きをいひたる語にて磐戸の磐と同じ祝詞考に天にねはしましゝ高御座を離ちてなり磐は固くして常なるにとるのみ古事記に離_ニ天之石位_ニ抑_ニ分天八重多那雲_ニ而伊都能知和岐爾知和岐豆云云といへりとあり大祓詞後釋にすべて皇御孫命の天降の時のこれらの語をよむ事心得あり御孫命の御自らの御うへよういふときは

放ははなれ天降はあまくだりと訓べし然るにこゝは下に依志奉支
と有て皇祖神の詔命を以て天降らしむる方よりいふなれば天降は
あまくだりと訓べしされば放もはなちと訓べきが如くなれども次
の天之八重雲乎云云は御孫命の御うへを直にいふ語なればそれと
同じく放をもはなれどよむかた穩なるべしさて下に天降しといふ
にて凡は皇祖神の詔命もて然せしめ給ふになることありこれによ
りてみるに一ははなちといひ一ははなれといふそのはなちと多行
四段の活用にて(規則動詞第一類)ツ、ツ、テ、タ、チ、テと變化するなり而し
て他動詞に用ゐる言にて二つに別くとは離して遣るとか解くもの
なりはなれば良行下二段の活用にて(規則動詞第二類)ル、ルル、ルレ、レ
レ、レヨ、と變化するなり而して自動詞用にゐる言にて別れ去るの義
なりされば此處も皇祖神の御座を離すにて即ち皇祖神の詔命を以
て天降らしむるなれば他動詞の言を用ゐるべし故にはなちとよむ

かに語法上よろしきなり久保氏も後釋にはかく云れたれど猶はな
ちと訓むべき由祝詞講義に云ひ又正訓も然訓れただれば之れに由り
てあるべきなりといはれき〇天之八重雲乎 天の彌が上にも重な
りたる雲をといふ意祝詞考に八重雲はやへぐもといふも常なれど
もここは古事記に依てやへたなぐもと訓べしといはれきざるを大
祓詞後釋には考に八重雲を古事記によりてやへたなぐもと訓れた
さは訓がたしとあり故に語路のよきやうによむと祝詞の文体なれば
ともあまり附け加ふるに及ばずこゝもやへぐもにて語路もよし義
理も解することたやすければたなの言をつけずともよかるべじ後
釋の説に従ふべし〇伊頭乃千別爾千別氏 銳き勢を以て道を別け
に別けてといふ意伊頭とはみいつにて威稜なり即ち銳き勢をいふ
なり千別の千は道の略言なり祝詞考に伊頭は息出るといふことよ

ト出たる言にて勢ひをいへり是によりて稜威又嚴などの字を書たり千別の干は借字にて道別の義の略なりとあり大祓詞後釋に伊頭そ稜威なり考に嚴と威稜とを一つに心得られたるは誤なり又此いつを息出づととかれたるものとくうけられぬ説なりとあり大祓詞後釋に漢書に稜威檮乎隣國注に神靈之威曰稜とありここは皇御孫命の天降り玉ふに供奉の神等あまた有て御勢の嚴めしき様を云るなりとあれば伊頭は威稜にて銳勢なること著し千別は書紀に雲路を披きてとあれば八重雲の路を披き別け行くさまをいひしなり○天降依志奉支 天より降りましまして事を寄さし奉りきといふ意○如此久依左志奉志 四方之國中登 此の如く寄せ奉し四面の國中といふ意國中の上にあげたるは國の中にて國內といはんが如しここは□の中央といふ意なり祝詞考に國中は上などは異にしてここは眞中といはではたらはず又くにのまほらとも訓べきかとあり大

祓詞後釋に四方之國中は天下四方の國の中央なり考に國中をくにのみなか又くにのまほらまなと訓べくいはれたるも意はざることなれどもさは訓がたし字のままに久爾那加と訓て國の中央ときこゆるなりとあり大祓詞新解に國中登この登はとしてといふしてを省きいふにてそのと爲てはと思ひてといふ意とありされば訓みは尋常のよみにて然るべし考にこれよりは神武天皇この方の御世を申せり下の條々も皆然りとありさもあるべし○大倭日高見之國乎大和の國をといふ意大倭之國名考國號考國名起源等に出づるを以て省きつ日高見とは祝詞考に夜万登國は四方の眞秀なるをばめて天つ日の空の眞秀に高くあるほどにたとへいへるなり常に日の空の眞中にあるを日高しといふは古へよりいひならへる言と聞也火火出見命を海神の空津日高と申せしをも思ひ合すべし又紀に陸奥に日高見國紀國に日高郡あるは私記にいへる如く四方の望高く

遠き故にてや名けむここに夜方登をいへるはさる意のみとは見えずとあり大祓詞後釋に日高見國とは山遠く打それて平かに廣き地をいふなり山の近き地にては山と空の日との間近く見ゆて日を見る事低きをうちはれて廣き地は山の遠き故に山と空の日とのあひだ遠くして日の高く見ゆる物なればなり大和國の中央は廣く平なる地なるを以てかくいへりいづれの國にいへるも皆同亥ことなりとあれば國の平原なる土地を稱したる詞と聞ゆ考の説にては天の日の眞中に高くある如く大和國は國中の眞中にありて高くあるといふより日高見といふなりとこれ一理なきにおらず猶よく考ふべし○安國止定奉氏 安き國と定め奉りてといふ意安國は大祓詞後釋にこは殊に畿内の太和をいひて大宮敷まして安見し給ふ國と定むるなりとあり詳かなることは上に述べたり○下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾 千木高知氏 土地の底の磐石に宮居の柱を太く敷

き立てて高天原に(虛空に)屋根の千木を高く敷きてといふ意名義は上にのべたりされど古説をあぐへし祝詞考に太敷は柱を太く繁く立るよしなろ敷と繁なることなり高天原爾と空に高きをいふのみなり知は敷と同くて繁きをいふ千木は垂木なり多利を約めて千といへり是を古事記の今の本に一所之冰木一所之冰椽と書り冰字は垂の草書を見まがへて誤れるなるべし顯宗天皇紀に之室賀の詞に取置椽様此家長之御心之齋也とある椽様これ垂様なり多くの垂椽を以て屋ばらを平らにする物なる故に齋とも詔へるを思ふべしかくて古の家の屋の様は今も田舎にのこれるを今拟首といふ物これ垂木にて其末を棟の上にて組て本は新の端まで多く並べ垂て屋ばらをも軒を持するなり其組たる末端の棟の上に繁く並出であるを垂木高知といへるなりとあり同書頭書に今之田舎にても拟首の末端をばきり去て茅などをねほひて雨包とし又よろしき家は垂木

の本をも桁までにして切て斬をば別に細木を並べ置きてそを垂木といふことになりぬされど田舎に之今も稀に之古の家作も有又秋の穂屋といふ物は、みなかの千木の端の上へ出たるを別に藁など以てつつめるこれぞいにしへおぼゆるものなりけるとおり大祓詞後釋にこれは神武天皇よりこなた大和國に敷坐る皇大宮を申せるなり考に敷をも知をも繁なりと云れたるはひがことなりさてはかなはぬこと多しさて知といふ言之柱にも千木にも殿にも國にも通はしいへれども敷といふ言之千木には云ることなし千木には高知とのみいへりさて千木高知氣開高知などの知の意と猶よく考ふべきなり又考に千木を垂木の事とせられたるも違へり千木は屋の両方の端にのみ有物にして繁く有物にあらず顯宗紀の様様を引れたる也さらに當らずと見ゆ記傳云ふ下津磐根を底津磐根とも云ひて凡て上代には神宮も人の舍宅も伊勢神宮などの製の如く地を堀て柱

を立る故に此稱辭あるなり石根は殊更に礎をするに非ず地底にもとよりある石根まで深く堀て立るといふ義なり此稱辭を古來ただ柱のうへとのみ心得たれどさにあらず萬葉ニに水穂國を神隨太敷坐而云云又一に太敷爲京乎置而云云またニに飛鳥之淨之宮爾神隨太布坐而云云などある例を思ふに宮柱太知も其主の其宮を知り坐すをいふなり太も右の方葉に柱ならで國を知坐にも云へれば只廣く太きにと云ふ稱辭なり布刀幣昂布刀詔太戸占なども云へば此語は専ら柱にかかるにあらず其宮の主に係れる語なるを太と云ふが柱に縁あるから宮柱太知といひて兼てその宮を祝たるものなりまた記傳に高天原には深くと云むとて下津磐根爾といふに對へてただ高きことを云ふ古言なり千木は上代の家造に屋の左右端に在て其本は前後の軒よりして上りて棟にて行合ふを組違へて其末を長く上へ出したる物にして其棟により上へ高く出たる所を云

ふなり高知もただ氷木の事のみにあらず主の其宮を知り坐すを云ふ高も上の太と同く稱辭なり續紀聖武天皇の即位の時の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾云云萬葉六に吾大王の神隨高所知流稻見野の云云又自神代芳野宮爾蟻通高所知者山河乎吉三この歌もて心得べしさて氷木は高く上る物なる故にそれに云ひかけて兼て其宮をもほめたること全ら宮柱太知と云ふに同じとあり祝詞講義に聊か見ゆたり大祓詞新解に磐ねのねは彌廣矛ね鷺しもの頸ね倭島ね草ね刈りなどといふねと一狀にて物に心をあててその物を體にいふ意なるべしさて上に大倭日高見の國を安國と定奉りてとあり其所の土地の下に大磐のある其磐上にとのよしなり宮柱ふとは柱の國の太に美ていふ意のふとを兼ていふしきは推出す貌さて此所の太布のしきは土深く入るを上より下に推出す狀に然いひて掘りくて下の大磐に柱を繼立て立つるにいふまゝ高天原に知木高は高は高

天原に至るまで知木を高くと事を甚しくいみなすなりしきは柱にしきといへるに同様く推出す貌又此高しきを高く嚴めしくおし出す如く稱めていふ意に係ていふも上の太しきに等し此の如く柱を立つると知木を上くるとを對へて事を大様にも可賞くもいふなるかこれはいとく上世に云ひ出てたりし雅言の後の世にまでののこり傳はれるなるぞかしと見ゆ〇皇御孫命乃美頭乃御舍仕奉氏皇孫命のうるそしき御在處(宮殿)を仕へ奉りて即ち造り奉りてといふ意祝詞考に美頭は萬の物の稚くすくよかなるをいふ今人の語にみづくしといふもこれなりとあり大祓詞後釋に美頭は物のうるはしきをほめていふ言なり御舎は御殿なり仕奉とはここは造り奉るをいふ凡て下なる者の上のためにすることをば何わざにても仕奉るといふなり今俗言につかまつるといふと即仕奉るを訛れるにて其つかまつるものを作ることにもいふこの仕奉るもそれに同

玄とあり後釋の説にしたがふべし○天之御蔭日之御蔭止隱坐氏
天之蔭を覆ひ日之蔭を覆ふ宮殿に隠れましましてといふ意祝詞考
に屋之天を覆ひ日を覆ふためのかまへなることを文にかくいひな
せることなりとあり大祓詞後釋に隠之加久理と訓べじ古言には多
く然言へりさて隱は御殿の蔭に覆それて其内にましますをいへり
人に見えじとかくるにはあらずとありいづれにても蔭を覆ふ家内
にましますをいふなり○安國止平氣久所知食武 安みし給ふ國と平
けく知しめさむといふ意安國は前にとけり記傳に食は見すなり但
常に使人見一を見すと云ふとは異てただ見を美須といひ見賜を見し
賜ふと云ふ一の古言なりかかれれば本は物を見る事なる國を治め
有ち坐することに用ゐるなり君の御國を治め有しますを知とも聞と
り食とも申すなり君の此國を治め有しますは物を見るが如く聞く
が如く知るが如く御身に受け入れたもちますを云ふなりと見ゆさ

れば平穩に御身に受け入れたもちますをいふ義○國中爾成出武
國の内に生れ出でむといふ意祝詞考に國中は惣て國中をいふなり
とあり大祓詞後釋にそ天下四方の國々の内にとありされば國內な
ること明けし成は生にて無かりし物新に世に出で來、生ひ出づるな
どの義なりまた轉じて草木の實を結ぶにもいふなり○天之益人等
我 天の益す人等がといふ意さて益人は祝詞考に古事記に伊邪那
美命人草一日絞殺千頭とのたまへれば伊邪那岐命吾一日立千五百
産屋とのたまへりこれによりて世の人は死ぬるより生るゝが多け
れば益人といふといへりさて此人は此國の人をいふなれどそのも
と天の神の生給ふよしなれば天之とはめいふなり大祓詞後釋にか
の伊邪那岐命の詔ひしままに世の中の人はやうくに多くなりも
てやく中に或は國の乱によりて戰にここら止或そ疫病など又もろ
くのわざとひなとにて俄に多く亡る事などもあれば少くなるを

りもあれども古より永くかくして見るときはやうくに多くなりゆくことなりさて凡て天之某といふはもと邇々靈命の天降ましし始天より持ち來つる物を云及天の物にならひて造れる物ならひてする事にいへるが廣くなりて必しも然らぬ物にも事にも唯ほめて「いふとなれる」天之益人も然なりとあるを思へば天之は美稱にて益人は人のふゆることなり大祓詞執事抄に神代には夭死なども無くて生れし人悉くながらへ居やうくに其數の益す故に人を益人と云るなりとあるを以ても知るべし大祓詞新解に天の益人天とはめていふ貌を益人につつけて世に人の増益をよしとしていふ意なりと見也○過犯家^キ雜罪事波 過ち犯したであらうくさぐの罪ことはといふ意過ち犯すとは心にあらでしよと犯したるなりけむ。は過去の辭なりと思ふによりていろくの説の出来る。元來けむは過去の辭のけりける、けれけらけりと變化する者に未來の辭のむ

の接續して推測未來をあらはすものなりその接續の場合はすべて未來は助動詞の第四變化に接くが定則なればけらにむの續ぎてけらむどあるなり其けらむらの畧音となりてけむとなるものなりこれを俗言にてはタデアラウといふなり故に上に未來の武の字ありては格の正しきなりさる語法を知らぬよりしてくるしき説の出づるなりそは後釋にいはれしは上に所知食武云云成出武云云と云る武は後をかけたる辭なるにここには家牢と云るケムは過去し事をいふ詞なればかの武と相叶はぬが如くなれど然らず必ずかくあるべき語なり其故は先すべて之後の御代々々までを掛て云るなれば武と云ふべし其中に此罪を過犯すは其間大祓の時々當りて其時に過犯したる罪を云なれば將來をかけて云ふ中ながらも是は必ず家牢と云べき理なり但しけるたるなどと云はずしてケムと疑ふは凡てはゆくさきを豫めいふ事なればなりとこの説をみても過去と未

來とを區別せざる故なりまた大祓詞後釋にもろくの罪條の中に
はおのづからなる穢又おのづからある災などもあるとは過ち犯と
はいふべからずさるに似たれどもここは然くはしく事を分ていふ
べき所にはあらざれば始く過犯罪につきてもいふべく又おのづか
らなる穢災なども其身にこそ過犯したるにはあらね他よりいへば
それも同く過犯せるなりとありこれにても心にあらで過ち犯した
との意はあきらかなり○天津罪止 天の罪といふ意祝詞考に次
なる七つの罪は須佐之男命の天にして犯し給ひし罪なる故に此類
の罪をば後に此國人の犯せるをも天つ罪といふなりとあり大祓詞
後釋には止は登豆といふ意なりこては常にいひならへるよしを以
ていふ故にとてといふなりといひてといはんが如しとありこはさ
やう見るかたよからんかし祝詞講義云天津罪とは經營の業を害ふ
を以て罪とし國津罪は身体の上を過つを以て罪とする所にして此

二を並べたる中に天津罪の方は國津罪よりは今一層重きものにし
て天津神の殊に惡ませ玉ふ所なりけるとこの説大に視る所あるも
のなり○畔放 わせを毀つといふ意さて畔は田の中に長く土を盛
りて界とするあせなりまたくろといふそのあせを毀ちたるなり即
ち田にある稻をからし或は腐らするなり元來わせは田に水なきと
きは水を注ぎ入れて田面に湛へそれを塞きとめまた水の多きと
きは溝に流し下す等の用あるものなりそを毀ちたるはあしき御行
なり祝詞考に阿はあせの略なりそは田と田との間の界とし又水を
貯ふる斜なるを貯放ちて界をみだし水をも湛へしみぬなりとあり
大祓詞後釋には考に阿とあせの略といそれたるは本末たがへり阿
といふぞ本の名にてあせといふは畔背アセなりとありこれ或は然らん
○溝埋 溝を埋むといふ意溝と水狹の義か或云水裾ミヅヅの略かとこれ
地を細長く堀りて水を通す處なり堀より狭きにいひ田間などに

いひ人家の間なるにもいふせせなぎまたとふともいふなりその溝を理たるなり即ち田畠の便に供する溝を埋めて害を蒙らしめたるをあしき御行なり祝詞考に溝を遠く水を引て田にかけむ料なるを埋めて水を引べきよしなからしむなりと見ゆ○櫛放 櫛を毀ちといふ意櫛を放る意か決水の意より轉用す蓋し木通の二合和字なりまたとひといふ竹木等の方圓の長き管にて水を遠きに導びき遣るに用ゆるなり此處の櫛は恐くは櫛の借字ならむ櫛といひといひのくちといふその櫛を池にまれ堤にまれ常は厚き板にて塞き止め置きて一朝用あるときはそこを開きて需用に供するなりこれ水利の灌漑に便にするを放ちては田に之水のみなぎり溢らしめまた塞き止むる用を欠くなり故に櫛を放ちたるはあしき御行あり祝詞考に櫛を溝又池より水を引或は溢るゝ時もたらさん料なるをとり放ちて旱にも溢そもすべなからしむることあり大祓詞後釋に此櫛

は溝にまれ池にまれ擣へて常には板以て塞て水をたくはへ置いて其水を田に引用ふべき時にかの板のせきをば放つ事なるに水の用なき時にはなちもらして田に水をあふれしめ且用ある時のたくとへを失はしむるなりと見也○頻蒔 重ね蒔くといふ意頻はしきりにて度重なる義此類を活すときは規則動詞第一類從來の四段活用のルル、レ、ラ、リ、レ(良行)の變化となるなり例へば雪折れの聲しきるなりとあるしきるも度度の意を蒔く種子を田畠に蒔くをいふされば種を田畠に度重ねて蒔きたるなりこれ萌え出でんとするときによく蒔く故に先きの種子に害を與へるなりかくするより萌出で熟さざるなり故に種を重ねまくはあしき御行なり祝詞考にしきと重なり繁なり神代紀に是を重播種子と書り垂仁天皇紀に之重波をしきなみと訓りかくて物の種をまくには量あるを重々まくときとたとひ生出ても繁きに過て實ならざるなりとあり大祓詞後釋にしきを

考に繁なりといはれたるはわろし繁き意はなしがれば量あるをと
いはれたるもかなこす此しきとただ重なる意のみにて一度まきれ
きたるうへへまた重ねてまくをいふなりとある如く繁きの説はよ
からずそは重をしきとよむにても知るべし○串刺 串を田に刺す
といふ意さて串は鉄竹などにて作れる細そく箸の如きもの魚肉果
などを貫きて炙り又は乾すなどに用ゐるものなりその串を刺すと
之田の中に串を刺入れて百姓の足裏をなやまするためにせしなり
即ち田中に入る事をなさしめざるなり故に田中に串を刺すとあし
き御行なり祝詞考に泥中に穂串の多くある田におりたてば足を害
ふことなり今も某の田には杭串あるなりといひて田人は心すれば
猶あやまつてなやむたぐひ多しとあり○生剥 生ながら剝ぐとい
ふ意生きたる獸の皮を肉より剝ぎとることなり○逆剥 さかさま
に剝ぐといふ意生きたる獸の皮を逆に下より上にと剝ぎゆくなり

祝詞考に生剝と生ながら其皮を剝ぐをいふ逆剥も一つ事なるを
文の勢ひに重ねいへるなり生剝の逆剥と心得ば疑あらじ然るを或
人逆剝を死たる皮をはぐこといへるはいかにぞやと見ゆ大祓詞
後釋に生剝を世に伊氣波岐とよむそれもあしくもあらねど不伊岐
波岐とよむぞまさりたるべき伊岐波岐と生てあるを剝ぐ意なり逆
剝とは凡て獸の皮をはぐは尻の方よりさかさまに頭の方へ剝きも
てゆくゆゑにいふなりとありたりまた祝詞講義には古語拾遺にあ
る如く生てある駒の皮を逆さまに剝ながら其任に生せ置て苦しむ
るを云ふなりとぞ大祓詞新解にさかは物のあるべき如くあらずな
るを水沫さかまき又川水海潮などの巷里にれし上るをさが上るな
といふに等しきさかにて駒を生けながら剝ぐを爲まじき事あるよ
しにてさかとぎといふべしと見ゆ○戸戸 くそをまるといふ意戸
戸戸戸戸放の義にて古事記にくそまるとあると同義あり此いきはさ

さかはぎくそまうなどともにあしき御行なり祝詞考に戸と家を總ていへば其齋殿を屎屋にしたるよしにて戸といへるかされど戸は借字に用ひたる例多ければ屎處の意とすべしといはれつるは受とりがたし大祓詞後釋に戸は借字なり久曾閑と訓べし閑は閑理の理を省ける言なりその屎閑理と古事記に久曾廐理とあると同事にて屎をするといふとあるはよき説なり此に從ふべし大祓詞新解には出を体言にひりといふひのへに轉りの省かりいふそのひは推出すにて尻より屎をいだすにいふとありけり〇許許太久乃罪乎多くの罪をといふ意許許太久は副詞にて許許太の副詞に同じ許許太は幾許にていくばく多くの義ある語なり許々太懲しきを許許太かなしもとあるが如し許許太久とつかひたるは許許太久もししげき懲かもとかるが如し此處に舉られつるは七つの罪なれど許々太久といひたるは此外に數多あるべけれどもおもなるものをとり

いでたるにて必ず七罪を許許太久といひたるにはあらざるべし祝詞考に右の七つの罪は凡にてそれのみならねばここだくといふなり此言は此所其所といふことなりこそといひて物の多きことになるを其一方を略きていへると多しさて婆久と婆加里の里を略き加を久に通せたるにて其所許此所許なり物を量り數ふる言には深いふこと幾婆久の類の如しさて婆久太久音通へばここだくともいへりとありこの説いかがわらむ大祓詞後釋に此言は古書にこきだこきだくこきばくこきしここばここばくここだく又そきだくそこばなとさまくにいへるを万葉に字は多く幾許と書り物の數の多かるを計らずして大よそにいふ言なりとみゆさすれば其所此所より出でたる言とは思はれざるなり後釋の説に從ふべしまた同書にここたくの罪といふと大祓の時に求るに右の類の罪共を萬民の犯したるが多くあるをいふなり天つ罪の條目のは外に

も多しといふにはあらずさてここは委くいはゝ云云ここだくの罪出武それをば天津罪と宣別豆といふ意なるを出武といふ言をばここには省けるなり國津罪のところに出武とあるに准へて心得べしとありしかならむ○天津罪止法別氣氏 以上の罪は天つ罪と宣別けとといふ意大祓詞後釋に法は借字にて宣別なり大祓の時に民ども犯したる罪どもを求めて多く出たる中に右の類の罪共をば別にしてこれくは天つ罪といひて分るをいふと見ゆさて天つ罪と別にいふは元來罪といふべきに二つあるはずなしされどかの素盞烏尊の天にて犯し給ひし類の罪をば天つ罪といひたるにてその餘の罪を國つ罪と分けたるなり○國津罪止國の罪とはといふ意これ此國にて人の犯せる罪をいふなりされば罪といふ不可なるを國津の二文字を加へたる之天つ罪を別に擧げたる以てそれに對へて國津の文字を冠らしたるなり○生膚斷死膚斷 生きたる人の膚を

断ち死したる人の膚を斷つといふ意こそ膚を切るを以て罪とすべきれどもここそもはら切りたる疵をいふなり尤も人を切るは罪人なること律にある如くなれば勿論罪とかぞふるに及ばずされば疵の穢れを以て罪となしたるやうに見ゆるは次の文に於ても然る證とすべきなり祝詞考には生ながらこかしこに疵をつけて人を殺し又死たる人の体を傷ふをも罪とせりとあるは正しく傷ふを以て罪となしたるなり大祓詞後釋にこは生人にもわれ死屍にもわれ其膚に疵をつくる穢を以て罪をするなり人の身を傷ふ惡行の方を以て罪とするにはあらず其疵を穢とするなり斷とは切るをいふ今の世にもいさざかにても疵つくることを手をきる足をきるなどいふ是なり必しも切離つことのみにあらずとあるをみれば穢を以て罪と定めし説なり○白人胡久美 白癬贅肉といふ意白人は膚の白き斑ある人をいふ和名抄に病源論云白癬一云白朮人面及身頸皮肉色

變白亦不痛痒者也とありいまこれを鰐膚(癰風)といふこれ人の頭邊胸前腋下などの膚に痛痒なくして黒き斑剝を生ずるもの畧してなまづといひ其斑の白きを古く白膚といふ今しろなまづとどなるものなり胡久美は寄肉にてあまじしなりあまじしほ餘肉の義にて疣瘡など餘りて出來たる肉なり和名抄に瘡肉マツシ說文云瘡音息瘡内之之一云寄肉也とありされば白なまづ瘡などのある人を穢れ人があればその穢を以て罪となしたるなり祝詞考に説かれたる説は新羅胡久美マツシ云寄肉也とありされば白なまづ瘡などのある人を穢れ人あり人高麗人よりがたし大祓詞後釋に白人は和名抄に之良波多とある物の類其外世に白子といふ物などのたぐひをいふべし胡久美は同書に瘡寄肉也瘡肉和名阿万之一云古久美とある是也阿万之には贅肉也かくて此類は共にきたなき物なる故に穢を以て罪とするなりとあるを見て知るべし○己母犯罪己子犯罪 己が母を姦する罪己が子を姦する罪といふ意これめうへにたはけめしたにたはけた

る罪をいふなり故に祝詞考に上を姦し下を姦すなりとあり大祓詞後釋に古事記仲哀天皇の段大祓の所に上通キヨム下通婚ハタケとある是なりさてただ母ただ子といはずして二つ共に己といふは次の母與子犯罪云云の母子とは同じからざることを顯せんなり爰此の五つの犯し共は皆つつしみて爲まじきわざなるをつつします大よそにするなればもとより犯すといふべきなり常にすべて婦人にあふことをいふとはこころべへ異なりとある以ても婚することは明かなりこれ爲まじきわざをなすを以て罪となすなり○母與子犯罪 或る婦人と其婦人の生める女子とを姦する罪といふ意この母とは女自身か生める女子に對へたる語なり故にこの婦人の一度他に嫁したるに婚しました其生める女子に婚したるなりこれや爲まじきわざなるをなすを以て罪といふなり祝詞考には他人の母を姦し又それが子を姦すといはれたれしが少しからず大祓詞後釋には先一人の女

に娶て又其女の先きに他人に嫁て生たる女子のあるをも後に犯す
なり母とは其女子に對へていひ子とは其母に對へていへるにて己
が母己が子にはあらず上條に己といへるにて是は己があとあらざ
ることあらざなりさて其母にまれ子にまれ一方に娶は常なるを母
と子とつらねて娶ぞ犯しなるとあれば他家に嫁したる婦女にたは
けまた其婦女の他家にて生める女子にたはけたるなりされば母と
子とを犯すとは云ふなりけり○子與母犯罪　或る女子を犯しました
其女子の母親を姦する罪といふ意こころは上條と反対にして先づ女
子にたはけそれより女子の生みの親なる母にたはくるなり故に祝
詞者に先づ女子を姦て又其女子の母を姦するなり上なるとは上下
のたがひなりとあり大祓詞後釋には上なるは先母に娶へるは犯に
あらずして後に其子をもつらねて姦くるが犯なりこころは先子に娶
へるは犯にあらずして後に其母にも姦るが犯なりされば此二條之

ただ母と子と先後のたがひのみあれば合せて母與子犯とのみ一に
いひても有べきをかく分ていへるは古文のあやにて母と子とを下
と上とにれきかへたるのみにて其事の二つによく分れて聞ゆるは
後世の人の及ざる文なり心をつくべしとあるを考ふれば前條之婦
人の他家に嫁したるが里に出てもどりたるに婚したるなれば犯しに
あらずとやいはれけむまた寡婦となりたるものに婚したるなれば犯しに
犯しにあらずとやいそれけむとまれかくまれその婦人の生める女
子に婚したるを犯となせしなりこれ母子共につらねて婚したるな
ればけむされど其女子の母親に婚したるを犯となせしなりこれ子
に婚しました母に婚したるなれば犯罪といひしなるべし○畜犯罪
飼物を姦する罪といふ意祝詞考に古事記には馬婚牛婚鶴婚犬婚な
どあるをここには畧きていへるかとある如く馬牛鶴犬の婚の語を

畜犯の語に含ましめしなるべしさて畜の事につきてと大祓詞後釋に氣母能と訓べし氣母能と飼物の加比をつづめて伎なるを氣といへるなり伎と氣とぞ殊に親しくて常に通ふ音なり毛物の意にはわらじ六畜之人の家に飼れく物なれば飼物といふなりとしかなるべし○昆虫乃災 飼飼する蟲の災害といふ意祝詞考にこれ犯罪の條なれば蛇を祝て災をなす類をいふなるべしとあり大祓詞後釋には昆虫とは虫はそふ物なるゆゑにすべて虫を然いふなりさて此より三條は災を以て罪とするなり此虫の災の事は書紀神代卷に昆虫の災異を禁厭といふ事見ぬ大殿祭詞にもはふ虫の禍なくと見え十種の神寶の中に蛇比禮蜂比禮などのあるもそれを拂はん料なり上代には民のすみか野山にまじりてかりそめなるかまへなりしかば虫の害多かりしなるべし今の世とても蝮蛇蚣蜂などにさされてなやむ事無きにあらずとあるをみれば虫の災を以て罪となしたるなり

○高津神乃災 まがつ神の災といふ意高之例の美稱なりされば高天原の神にて災害を與ふるものはまがつ神なりこのまがつ神は某の神を指したるにあらずさるを天狗なりといひ雷なりといひくさぐの説あれども信じられず就中祝詞講義の説を是とす大祓詞後釋に高とは空をいふ高往高飛などいへるはそらゆくそらとぶといふことにてただに高くといふにはあらずさて高津神とは雷をいふなるべし又世俗に天狗といふ物にとらるゝなとも高津神の災といふべし虚空を飛びありく物なればなり此條もこれらの災にあふを罪とするなりとあるは受け難き説なり祝詞講義に禍津神の災と云義なるべし御門祭詞に荒備疎備來武天乃禍津日止云神云云道饗祭詞に荒備疎備來物云云と見えて根國底國より出來る由なるが右の二の詞ともに自上往者云云自下行者云云とありて空虚よりも地下よりも往來する事なるがその天翔る方の多きに付て高津神とは云

なるべしかくて道饗祭詞に物と云るその物を萬葉に鬼と作るがそ
の鬼は此高津神なり故に後釋に云云高津神の中には雷なるもあり
天狗なるも種々あるべきを後釋には其一端を云れたるものありと
あるぞ明かなりける久保氏の按に龜相記に霹靂神なりと注せりこ
は後釋の説に符合れどそれのみに限らじ又神遺方に母能々解の條
に高神の氣あり獸氣と相並べたり然れば今いとゆる狐憑の類また
憑物などいふ類とも云るにやとあるは一見識の説なり参考とすべ
し○高津鳥乃災 怪鳥の災といふ意祝詞考の説とまわりとほし大
祓詞後釋に空飛鳥といふ意にてたゞ鳥の事なりさて此災は大殿祭
詞に天乃血垂飛鳥乃禍無くとある即是にて血垂は應神天皇の御歌
にもちだる家庭とよませ給へるちだると一にて古事記上巻には登
陀流と有其そ上代人の家の屋根の竈處の上の煙を出す處の名なり
されば其上を飛渡る諸の鳥の毒などある糞又さらでも毒物などを昨

来て竈の上へ落す事などありて其毒にあたるたゞひこれ高津鳥の
災なりとあり祝詞講義に怪鳥の家の邊に群り来て妖となす類を云
なり鷲鳶などの小兒を掬み去る杯は云も更なり凡て人家に不祥を
導く惡鳥など世に多き物なり其等の災即ち高津鳥の災なりとあり
二説ともに明かなるものなり久保氏の按に龜相記に飛鳥怪也とい
へり講義の説を證すべしまた彼の漢籍ともに見えたる姑獲鳥鬼車
鳥鳴鳴の類なる妖鳥の殃なども是なりとあるもさもあるべし参考
に供すべし○畜仆志 飼物を斃すといふ意畜の飼物なることは上
に述べたり仆は多布流にて死ぬことなりされば家畜の死ぬことを
いふなりこれまた一の災なり大祓詞後釋に畜をどの死ぬるを多布
流といふ斃殮殞などの字を書り多布志は令斃にて殺すをいふさて
これと其罪の目にいへるなれば世に人を殺したる者を人ごろしと
いふたぐひに体言によむべきなりこはいかなるわざにかさだらな

らねど思ふにと代人の家に畜へる牛馬などを忽に斃れしむる術など有て仇なふしわざなりさればこは次の蠱物と同じ類の罪とすべしとまた或説に鬼魅魍魎の類人家の畜を忽に病斃れしむる事有り土俗これを牛馬の疫神といふといへりとぞこれ次ぎの蠱物と一つ類に見ゆめれば人のなすわざにてあれば神のわざにはあらずよりて前説を可とすべしまた祝詞講義には牛馬を殺して邪神に淫祀することなりとあるは一の考なれどよりがたし○蠱物爲罪 呪詛をなした罪といふ意蠱物とは妖しき術にて人を呪ひ詛ひて害を加ふる事なり大祓詞後釋に字鏡に蠱は萬自物とありまじあひ物の意にて人をのろひ詛ふとて構ふるわざなり中昔の書ともにも此まじわざの事をりく見えたり上代より有し事なるべしからぶみにも蠱毒の事多く見えてその造方などをもしるせりまじ物の罪といはずし

てこれにのみ爲といふ言を加へていへる故はただまじ物の罪とのみにては人にも玄物せられたるも災にて罪なるにまがふが故なりさて畜仆志とこれと一類にして此二つは上なる^{タガ}の類とは罪のさま異なるが故に中間に災の類の罪をへだててここには學たるなりと見ゆるにて知られたり久保氏いふ龜相記に厭懃呪詛と註せりとあるを以ても辨ふべし○許太久乃罪出武 多くの罪出でむといふ意許太久のことは既に前に述べたり大祓詞後釋にこは上にもいへる如く罪の條目の多きをいふにはわらず大祓の時國民共の犯したるが多く出むといふなり出武とは古事記に種々求とあるごとく大祓を行はれんとしてまず國人ども犯したる罪を探り求るままに出でくるといふ心ばへなりとあるを以てありさまでさとるべし罪とは慎の約音にて人の惡行穢れ禍などのすべて厭ひ惡むべき凶し

き事の稱なり後釋に都美といふは都々美の約まりたる言にてもと
都々牟といふ用言なり都々牟とは何事にもあれわろき事のあるを
いふを体言になして都々美とも都美ともいふなりされば都美とい
ふはもと人の惡行のみにはかぎらず病もろくの禍又穢きこと醜
きことなき其外もすべて世に人のわろしとしてにくみきらふ事は
みな都美なり云云さて世に人のわろき事としてにくみ厭ふたぐひ
みな都美なればこれに舉たる條々にも穢と姦と災と惡行と種々の
都美あり其中に穢災などはおのづから有事にてことさら犯す罪
にとあらざれども世にくみきらひてわろき事なればこれらも罪
なり云云此國つ罪の條々生膚斷より胡久美までは穢を以て罪とす
るなり己母犯より五條は姦なり昆虫乃災より三條は災にあふを以
て罪とするなり末二條は惡行なりかくの如く類を分て次第に舉た
りかく四種ある中に祓の要は惡行をば主とせず穢をもて第一の罪

とすとあるを以て罪といふと著しきなりまた祝詞講義にも同説
にて長文の見めればそを摘みていださむ穢を罪とするは災にま
れ病にまれ清き身清き心には受くることなく諸の姦も正しき人の
なす所に非ず畜仆志の惡行も身心共に穢るゝにあらざれど行ひに
くき事なり然れば祓は其罪の元素に付て行ふ事なるが故に其發端
なる穢を以て主とするなりとあるも大略後釋の説に等しきなり○
如此出波天津宮事以氏 此の如く罪の出でたらば高天原の宮に於
て行はせ給ふ事を以てといふ意大祓詞後釋に天津宮事とは高天
原なる天照大御神の朝廷にして行はせ給ふ儀式にならひてその如
く行ひ給ふ事をいふ凡て此御國にして皇御孫命の朝廷の儀式も何
も皆かの天上の朝廷のにならひて行はせ給ひしことなり此祝詞も
天津管督天曾祝詞などあるもかかるくさくの物も天津宮にて用
ひらるゝ物になすらへよるよしなりとあるを思ふべし大祓詞新解

にみぞ尊ひていひやと家をいふその御家をここにては天皇のまします大殿を申すにて前つ公等の萬機を行ひ給ふ殿をさして朝廷と申す意事とはその朝廷より仰せ出されたるとの意なりと見也〇大中臣 この姓のことにつきて、古語拾遺古事記職原抄等に解きたれば別にいふに及ざるなりされども参考の爲めに掲ぐべし祝詞考に天兒屋根命より始めて神事を掌る官を中津臣といふこれ神と君との中を取て宜く申請よしなりさて大中臣といふはすべて天皇の大御中にかかるをば大某といふ例にてたゞ諸の神に仕奉るにそあらで神祇官にして直に神と君との御中を奏請が故に大中臣とはいふなりこれわきにつきていふなり同頭書に中臣氏となりて後に神護景雲三年の詔に因^ニ神語有^ニ大中臣而中臣朝臣清磨云云賜^ニ姓大中臣朝臣と續紀に見ゆて大中臣氏といふはこれよりなりかくて後までもなほ官の中臣と氏の中臣氏との分ありと見えたり大祓詞後釋に

中臣といふ職よしは考にいはれたるが如し但し此名は中津臣のいひにはあらず中坂臣のつづまりたるなりさて考にいはれたる如く後まで職をいふと姓をいふとの分ち有り然れども中臣氏の人は即皆中臣の職にてとり分てそれとてれかるゝことはなし故職員令の神祇宮の下にも神部三十人ト部二十人などはあれども中臣といふ者と擧られず式にもト部をねく事は見えたれども中臣をねくといふことは見えず中臣女といふ職も即ち中臣氏の女なり又中臣官といへることありとは中臣氏の中に神祇の副祐史などの官にてある人をいふなりさて又大をそへて大中臣といふことも考にいはれたる心ばへなりもろくの巫の中に神祇宮の八神を祭るをば殊にねはみかむのこといふに同じとあるを以て大中臣の姓の出で來たりしを思ひ辨ふべし大祓詞新解に中臣といふに職なるをいふと姓になうていふとあるをこれは職なる中臣といふにて此祓の詞を宣る

人をいふなりと見ゆ〇天津金木乎 天の握細木をいふ意金木の金
は借字にてつかかなぎ(楷)の畧言なり祝詞考に天津とは其本天つ神
事なれば崇みていへり金と借字にて金木は齋明紀に兵盡^{前後}以^レ楷
戰とある楷也若木を棒としたるにて握之木といふ意なり大きなら
で手に取ばかりなる木のよしなり此つかなぎのつを畧きてかなき
といふ孝德天皇の御歌にカナキツケアガカフコマハヒキデセズと
よせ給へる是なり小木を馬の足に結付てはだしとするをいふひき
でせずは引出不爲なり萬葉五にマセコシニムギクフコマノとませ
を桓櫓と書けるもひとし或人今も東の國人は小木の枝をかな木と
いふといへり又遠江人の諺にやしむかなめに目つくといふも少し
と賤しむ若木^{カナギ}の芽に目を衝といふことなりさてその榦木の本末を
切たるを集めて中を結て物の置座とするなりとわり大祓詞後釋には
は金木の事考の説の如し文選東方朔が文にも以^{カナギ}鑑^{カナギ}鑑と有て注に

鑑小木枝也といへりさて考につかなきのつを畧きてかなきといふ
といはれたるは本末たがへり孝德天皇の大御歌又此祝詞にいへる
なぞもみな加那紀なればこれぞ本よりの名にてかの齋明紀に楷を
つかなきと訓るは握加那紀といふことにて手に取り持ちて戰ひな
とする今世の棒なり云云加那紀は細き木のすべての名なるを其中
に手に取り持つかなきを握かなきの意にさつかなきとはいふなり
とありこれ後説に從ふべし大祓詞新解に考の説に握之木なりと見
えたりこれに依ればつを省きいふ例も見ざれどもこれは天津のつ
より津握とつの複なる所にてつをひとつ略きいふとすべしさて細
き木をいふにて考又後釋にいへる如きものにいふべし又思ふにつ
かこ握にそあらずして束ね木のねのなに轉りいふにて千坐置座を
作らむと細木を集めよせ本末切り調ふるを本云々末云々といひ綴
くるにもあるべしとみえけり〇本打切末打斷氏。細木の本を切り

末を断ちてといふ意打は上接辞にて他の語に接きて熟語となるものなり。これ語を強めるときに用ゐるなりきりもたちも同じことに放ち分く離す分けて兩になすといふ意なりさて細木の本と末とを切り捨てて中のよき所を置座となしたるなるべし祝詞者に本末をば切捨て中らのよき所を物の置座とするといへりこそ次の天津菅曾乎云云と對へていへる文なりとあり大祓詞後釋に切も斷も同じことなる言をかへていふは文なりさて此次に置座に造る事をいそでは言たらぬ如くあれども造るといはずしてたゞに千座置座にといひつけたるは古文のさまにてかくさまにいへる例多しとあるを思ひあきらむべし〇千座置座爾置足波志氏 多くの祓の物をすゑ置く臺(即ち案あり)に置き滿にてといふ意千座置座のことは既に古語拾遺講義百十一頁より百十八頁に至るまでの間に詳に解けりまた古事記講義上卷百五十二頁にも述べたるを見て名義をさとる

べし猶参考の爲に考及び後釋の説をあぐべし祝詞考に置座は加奈伎なり木工寮式の八座置四座置條に以「木爲」之長者二尺四寸短者一尺二寸各以_ニ八枚爲束名稱_ニ八座置長短各以_ニ四枚爲束名稱_ニ四座置_トあるは其ころは割木を用ひたるが上代には若木を用ひたりし故にかなきとはいへりされど此式によりて上代の置座の形を知るべきなり置足はしとは贋物をいと多く置くをいふ神代紀に科之以千座置戸遂促徵矣云云とあるこれなり後世にそ罪の重き軽きによりて祓柱を出さするに上つ祓下つ祓などいひて贋物の數に多少のしなわり云云と見ゆ後釋に置座は人々の出したる祓物を取集めて居置臺_{スエツクダイ}なり其形は木工寮に依れば考にいこれたるごとく細き木の本末を切去たるを束ねて結たる物と聞ゆれどさてその物をいくつもつらねならべずは物を置座にはなしがたかるべし故思ふに木工式に記されたるその後のことにてたゞそのかたばかりを残せる物なるべ

し上代の置座は別に造りさま有けむそと思ふに細き木をならべ編
て机などの如く造りたる物にや有けむくはしきことは、知がたし千
座とはその置座の數の多きをいふ置足波志とは置滿るをいふさて
祓物といはれば置くは何物をおくにか聞えがたしと思ふ人あるべ
けれども上に許々太久乃罪出武とあるにておのくその祓物を出す
事といはでもきこえたればこゝもれのづから其祓物を置事ときこ
もるは古文なりさて此置といふ言たゞ居置にてもよろしけれども
萬葉にあはなくに夕けをとふと幣に置に云云とあるにて幣に奉る
とを置くとはいへりと聞えたれば此置も物を祓物に出すを置とは
いふなるべしと見えたうけりされば余が解きたる説と考へ合すべ
し○天津菅曾乎 天の菅をといふ意祝詞考に菅は笠にもする菅な
り此物を祓に用ひしことは萬葉に左佐羅能小野之七相菅手取持而
とありまた石爾生菅根取而とありまた神樂歌に奈加止美乃古須氣

乎佐紀波良比などある是なり古への祓にと割たる菅を手に持取て
塵などを拂ふが如きわざをせしなりけりかの萬葉の哥祓するさま
見るが如じさて此草を須氣と云は穢を拂ひ放る故の名ニ云云菅曾
の曾とすべて割て作る物の名にて佐伎の約志なるを曾と轉じいふ
なり云々菅も常には唯菅とのみいふを祓には割て用る故に菅曾と
いへるなりとあり大祓詞後釋に之祓に菅を用ゐること考にいはれ
たるが如し須宜須賀といふ名也此草もとより清淨きよし有て負る
歟さる故に祓にも用るにや云云菅曾の曾は佐乎のつゝまりたるに
て緒なる物を何にまれいふ名なりその佐は眞に通ひて眞緒の意な
りさて麻をも曾といひて即ち某麻とも書くは麻はむねと緒に用る
物にて即ち乎ともいふと同じ是にても曾は佐緒なることをさど
るべしとありこれによりて按するに菅の細く割きたる緒の如きも
のを菅曾といひしなるべし故に古へはこれを用ひたりしが後には

麻に代りたるものと見ゆるなり祝詞講義に舊式は菅なりつらひを
麻を易用られたらむも知可からずとあり龜相記に天上用菅今用麻
とあるを以て古へは菅を用ゐ今は麻を用ゐると知るべし大祓詞新
解にそはその轉なるべしそのをは長きものにて菅の葉の長き所に
ていふべしと見ゆ○本刈断末刈切氏 菅菅の本を刈り断ち末を刈
り切りてといふ意これ菅の本末を切り断ちて眞中のよき所用ゐる
なりこの條は前の金木を本打ち切り末打ち断ち氏といふ文に對へ
たるなり大祓詞執事抄にこれも本末をば捨て中のよき所を取て八
針にとり裂くなりと見ゆ○八針爾取辟氏 細條にとり辟きてとい
ふ意八は數をいふにあらず數の多きをいふにて彌なり針は細條に
割くものなればとおりだしたるなりされば彌が上にも細く割くを
八針といひしなるべし祝詞考に八は彌つにて菅をこまかに割をい
ふそは針にてさくものなる故八針とはいへり刀を用ゐる物をいへ

刀に切るといふと同じとあり大祓詞後釋には針は借字にて菅の葉
を細く數條に割よしならひかとありこれによりて久保氏の接に後
釋は考の説を取られぬと橘守部の山彦艸子に考の説當れりとまこと
に然るべくればもるといはれたるに従ふべし余もまた同説なり
またいふ大祓詞新解にやは彌にて多き貌はうは張の体言にて廣ぐ
る狀なるべしさて菅の葉を多く裂くにいふと見えたりさて此下に
文のあるべきなれども例の略文なり語を加へて見るべし○天津祝
詞乃太祝詞事乎宣禮 天の告説言の太告説言を申すといふ意天は
稱へたる辞なり太もまた同じこれ辭なりこれ美稱に用ゐる語と心得
べし祝詞は告説言の約音なりさて此處と古來種々の説ありて人
の感ひ易ければ唯余が單一の考へをいひしのみなり(詳細に述ぶべ
きことなれど初學者はいづれを是いづれを非と決定すること能え
ざればまず簡短にこゝに擧げしなり)○如此久乃良波 かくの如く

申さばといふ意○天磐門乎押披氏、天つ神のまします殿の御門を押し披きてといふ意○天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武天の彌が上にも重なり棚引ける雲を銳き勢を以て道を別けに別けて聞き給はんといふ意大中臣の宣申す祓の祝詞をきこしめしいれむといふなりこゝに藤井高尚大人のいとれもしろき説を大祓詞後後釋にいそれたりさるは天津神は天磐門を披き立出給ひて八重雲隔たる遠き道を道別に道別て大祓する其わたりの高山の末に天降坐て聞食さむと云ふ意なるべしざるを云云の所に天降坐てと云はざるは次に國津神の高山之末短山之末爾上坐豆と云て天津神は固り其處に天降坐てある事を云はで知らせたる古文の巧なり國津神の高山の末に上り給ふは天津神の天降り坐てあるからに其處に集ひ給ひてこの大祓の祝詞を諸共に聞食し入れむとてなるべし然れば高山の末云云は天津神に附たる事なるを國津神の方に云ひて

始にぞ漏して同詞の重ならぬやうに云なしたるこ妙なりとも妙なり天津神の高山の末に天降たまふは天より近きに便りよければなるべし然るからに必ず國津神の其高山の末に昇りまして諸共に此祝詞を聞たまひて力を合せて世の中の罪穢を拂ひ清め玉ふべき事なりかしとあらまたこれと同説に見ゆるは祝詞講義に天津祝詞を聞え上る時は天神地祇の先諾ひたまひさて祓戸神に達し給ひ祓戸神等は其天神地祇の聞食すに従ひて罪穢を祓へ清め給ふ事とあむればえたるとありこれらと一の考へとして見るべし○國津神波高山之末短山之末爾上坐氏　國の神は高き山の頂短き山の頂に上りましてといふ意祝詞考に短山をみじか山と訓むとよろしからずと荷田大人のいはれしまことにみじか山といふ言はなし故考ふるに古事記に淤騰山つみの神といふ見ゆされば短山と淤騰山にあたれば然訓べし末は山の上なりとあり大祓詞後釋に短山は字のまゝに

美自加夜麻と訓べし高きに對へてみじかといふこと中昔の言に貴
賤を高きみじかといへることおほく源氏物語に位みじかくてと
ある注に河海抄に位卑選叙令としてされたり令の昔の本に然ぞ訓
りけんこれらを以て見れば古より低きをみじかしといへるなりと
ありまた久保氏は平田翁のいはれたるを鐵胤翁の聞けりとて左の
説をのべられたりそぞ短山を考ふるに於騰山と訓れたるは後釋に
辨へられたる如く宣しからず後釋に字のまゝにミジカ山と訓れた
るもの卑をミジカと訓る例あれば然る事ながら平田翁の正訓にひき
やまと訓れたるぞ當て覺ゆるそは式に短女杯をひきめつきと訓め
る例もあう長きに對へて之短をひきといふべき理なりとまた伴信
友の中臣祓要解にも同説なりさるを以て接するに高きに對へて之
低きといひ長きナガに對へては短きといふは今日の語なりされば高き
といふて短きといふは少し當らぬやうに聞ゆるなりされど古への

寧なればさいはれしならむかと思はるれど猶ヒキヤマと訓むかた
よからんかし〇高山之伊穂理短山之伊穂理乎撥別氏所聞食武・高
き山の雲霧短き山の雲霧を撥き別けて聞き給はんといふ意即ち大
中臣の宣り申す祓の祝詞をきこしめしいれんといふなり祝詞考に
伊穂理は雲霧をいふなりと大祓詞後釋には伊穂理は考に云れたる
如くにて雲霧の類をいへるあり俗言にも煙などのいぶるといふと
同くて凡て物のかぼろにして明らかならざるをいふ言なりいぶか
しけほろなども伊煩、伊夫、淤煩みな通音にて本同言なり万葉にねほ
はしきいふせしいぶかし坏いふ言に懲とも懲悒とも書るここは雲
霧などの立へだたりて懲しきをいふなりとあれば伊穂理は雲霧な
に云るが如し後釋に高き所にては物の能く聞ゆる故なりと云れた
るは信られず國津神の能く聞き給はむとならば祓所に集ひてこそ

聞玉はめ何の故にか高山の峯に上り玉ふべき然のみあらず高き所
は物のよく見ゆる事はあれども能聞ゆる事はなしさて高山之伊穗
理を搔分て聞し召さむは天津神國津神もろともなれども國津神の方
にのみ云ること高山の末に上坐すと云ると同じ意ばへにて天津
神をば云はでこめたる古文の巧みなりとあるを以て文のふもむき
をさとるべし○如此聞食岳波　かくの如く聞しめしてあらばといふ
意即ち聞き給ひたればといふ意○皇御孫之命乃朝廷乎始氏　皇孫
の命の朝廷を始めてといふ意○天下四方國爾波罪止云布罪波不在止
天下四方の國にそ罪といふ罪は在らずといふ意祝詞考に諸人の
罪の多少にしたがひて祓柱を出させて天つ傳へのまことに太詔戸言
を宣らば天地の萬の神たち明らかに聞し給ひうつなひ給すむ然ら
ば其罪を祓ひて捨身條して流す物と共にみな失て今より後天の下
に遺れる罪はあらじとなりとあう大祓詞後釋に罪止云罪波とは罪

と云かぎりの罪は一つものこさず悉くといふ意なり不在は皆消失
とのこりあらじとあるをもて罪と云ふ罪はなくなりたりといはん
が如し○科戸之風乃　風のといふ意祝詞考に紀に曰我所生之國唯
有朝霧而薰滿之哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長津彦
命是風神也とあるを以て後にしなとの風とはいふことあり大祓詞
後釋に科戸もとより風のことにてそを其神の御名に負せまつりし
も知がたしそもく此神の名古事記には志那都比古とあれバ級長
は志那と訓べく戸邊は女の名に例多しさで此祝詞に科戸とあるに
合せて思へば神名も志那斗斗辨なるを同音の重なるは一つ省く例
多けれバ斗を一つはふきて志那斗辨とは云なるべしとあり元來古
事記によると志那津彦の志は風の事なりすすむの義那はのなり津
彦はいつひこなり而して記には彦神のみ一柱なれども龍田の傳に
は彦姫ニ柱とせりされば紀に之綴長戸邊とあるにやされど記紀共

に風神一神とあれど龍田の傳へにニ神とあるなりきといふ祝詞
講義に科は息長なること風神祭詞に云るが如しさて此祠に續ける
を以て思ふに神名の志那都比古神また級長戸邊命の都も戸も共に
處の義なるべく覺ゆ(中畧)科戸と云ふは級長處なるがそは何處を指
して云ならむと年頃思ひ度りつるに漸く思ひ得たりさて級長戸の
風のと云れば風の名にわらず風となるべき氣を級長と云ひ其迫り
て動き進むをなむ風と云るなるべき故に科戸はただ空虚を云な
らす氣の往來する脉を云るがそれより風を起し動もし天地に亘る
所の謂なるものなりとあれば余が前に述べし言の解をなしたるに
ありされば風の本名を氣といひてそれが動作したる名目なり故に
その元素の動かざる部分をしどいふそれより轉じて動き進む部
分をもしどいふに至れり今日我々が用ゐる暴風アラハも荒れ進み風ハヤシマなれ
ばあらしと云ふなりまたこのしをちとも云ふなり疾風ヤナギ東風コチといふ

が如し○天之八重雲乎吹放事之如久 天の彌が上にも重なる雲を
吹き放つ事の如くといふ意大祓詞後後釋に八重雲とは幾重にも重
れる雲を云うその重れるを放れ放れになるやうに風の吹放てばれ
のづから消行くもの故に吹放事之如久とは云るなり雲をば放つと
いひ霧をば拂ふと替へていへるも詞のあやなりと見ゆ○朝之御霧
夕之御霧乎 朝の霧夕の霧をいふ意祝詞考に御は眞に同じくして
或はほめ或はものを強くいふ辭ともなりぬここは深き霧の由にて
強く云なりとあら大祓詞後釋に御霧は眞霧にてさ霧といふと同じ
さ衣さ夜さ遙なぞのさはみな眞と同じきことは是にてもさとるべし
とありこれらのみ或はさは上接辭にて他語に冠したる辭なり故に
一群にては用をなさず接きて熟語をなすものなり○朝風夕風乃吹
掃事之如久 朝風夕風の吹き拂ふ事の如くといふ意これ上の科戸
之風乃天之八重雲乎吹放事之如久といふに對へたる語句にて對句

となしたるなり○大津邊爾居大船乎 大なる津の邊に泊する大船
をといふ意津とは船舶の泊する處をいふなり故に祝詞考に大津は
八百の船の泊る湊なりとあり大祓詞後釋には居は泊り居をいふと
ありたり○舳解放艦解放氏 艦綱解き放ち艦綱解き放ちてといふ
意祝詞考に舳の下艦の下に綱の字のなきと落たるふとあり大祓詞
後釋には舳解放云云とは泊居たるはそは舳艦を繋ぎおきたるを解
放つなりと見ゆ○大海原爾押放事之如久 大海に押し放ち遣る事
の如くといふ意大祓詞後釋に押放はれしはなち出すなりと見ゆ○
彼方之繁木本乎 わなたの繁き木の本をといふ意大祓詞後釋には
彼六は俗言にあなたといふなり凡てをちこちはあちこちといふ
とにてもと彼此の意なるを遠近とも書くは未なりさてここに彼方
之といへるはたゞ打見渡したこところをいひてあなたのといふ
なりと見ゆ○焼鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久 鎌の利き鎌を以て掃

ひ除く事の如くといふ意祝詞考に焼鎌と鎌は焼て刃をなす故に
いふ萬葉に夜伎多知遠刀奈美乃勢伎とあり敏之利きなり砥にあら
すと見ゆたりさて此四つの譬は事之如久といひて下の遺罪波不在
止といふにかかる文なり大祓詞後釋にここにかくの如く大かた同
じさまなるたゞへを四つまで重ねて舉たるは祓によりて罪穢のの
ぞこう清まるこのすみやかに残りなきとをたしかに顯はさん爲
にかへすくいへるにやどあり大祓詞執中抄には科戸之風より打
拂事之如久までは罪を祓ひやるの譬なりとありまた大祓詞後後釋
には古文には一云ひてもよきことを一對づつ二いひてあやなし其
心を深くする事ありそは續紀に汝等清支明支正支直支心以豆とあ
るを見ても知るべし清き心もちと計り云ひて理は聞えたる事な
るを清き明き正き直きと一對づつ二つ云へり爰なるも雲霧を風の
吹拂ふ事と船を海に押出し禾本を鎌もて打拂ふ事を一對づつ二

つに云るにて全く同じ事をかしとありたり○遺罪波不在止 遺
る罪はあらずといふ意大祓詞後釋に上に罪止云罪波不在といひて
又ここにかくいへるは不在止といふことの重なりてつたなく語と
どのはぬ如くなれなれをも然らずかく同じ言を又いふぞ古語の例
なる又上には罪といふ罪はといひここには遺る罪はといへる上之
神たちの聞しめし入るゝによりて失るをいひここはのこりなく譬
よりつづけていふ故に遺罪はと云なりとあり中臣祓要解に上に罪
と云ひ罪にと云ると言重れとかくいふも古語の一格なり又上には
罪止云罪波といひここには遺罪波と云る上なると神等の聞食納受
るゝによりて失るを云ひここなるは邊なくなる譬よりいふ故に遺
罪波といふなりとあり右二書同説なればこれにてことのれもむき
るどらるべし○祓給比清給事乎 祓へ給ひ清め給ふ事をいふ意大
祓詞後釋にこの事は諸人の犯したる罪事をさしていふなりつねに

ただ軽く添ていふ事にはあらず是を罪事と見ざれば下の大海上爾
持出奈武また可可呑氏牟などいへるにかあらず心をつけて見べし
とあり祝詞講義には朝廷より此祓の事をなし行ひ給ひ官々の人等
より始めて天下人民の罪を祓えせ給ふを云へりとあれば人の上下
を問はず諸人の罪犯を祓へ清め給ふことなりと見ゆるなり○高山
之末短山之末與利 高き山の頂短き山の頂よりといふ意祝詞講義に
天神國神もろともに高山の末短山の末に集ひ坐て閑食すといふが
如くなるがそれよりして祓戸神等の次々に其罪穢を受取りて根國
底國の方へ祓却けたまふなりとあれば山より下に罪を落すといふ
んが如し○佐久那多利 多理爾 さ下垂りにといふ意大祓詞後釋に廣瀬
祭祝詞に狹久那多利とあり佐は例の眞にて眞下垂なり川水の山よ
り落るさまをいへりさて然水の落る所を久良とも多爾ともいふ久
良は久那多爾は多理にて共にくなだりより出たる名なりとあり

れば谷間より下り垂るゝ水をいふにてここはそのままをいふなり
 大祓詞新解にさは下る貌く之降る貌なは傳ふ貌たりは垂るゝを体
 言そて高山の末短山の末といふより綴けて山の高き所より水の下
 り降り傳ひ垂り落つる意なりとあり○落多支都速川能瀬坐須　落
 ち激する速き川の瀬にましますといふ意即ち急流の川の瀬にまし
 ますといそんが如し祝詞考には落多岐は落瀬なり万葉に瀬を沸と
 も書りと見ゆ大祓詞後釋にそ私の本共に瀬津と書きり萬葉に落多
 瀬知流水之なをあり知といひ都といふ差は用言へつづく時はたぎ
 ちといひ体言へつづくときはたぎつといふここは速川体言なれば
 たぎのといふべき例なりとありされば瀬も水も沸るよりいでたる
 名なるべし○瀬織津比咩止云神　瀬下しの姫といふ神の意瀬之淵
 瀬の瀬なり織は借字にて下すなり津と天爾波ののなり比咩は女子
 の美稱なり大祓詞後釋に瀬織は瀬下にてかの大御神の於ニ中瀬一降迦

豆伎たまふとある意の御名なりかくて此神すなはち禍津日神なり
 倭姫世記に荒祭宮一坐皇大神荒魂伊奘那岐大神所生神名八十柱津
 日神也一名瀬織津比咩神是也云云禍津日神を瀬織津姫と申すはか
 のはじめて中つ瀬に降かづき給ふ時に生坐る故にてここよくかな
 へりさてここは祓物に負せて流しやうたる罪穢を先つ受り取り給
 ふ神なればかの中つ瀬に下りてよみの國の穢を先瀬きはじめ給へ
 るによく當れりとあるにしたがふべし○大海原持出奈武　瀬織津
 姫といふ神の罪穢を大海に持ち出で給ふ意祝詞考に祓物を流しや
 るを此神の澳へもち出たまふなりといふを見るべし○如此持出往
 波荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會兩坐須　此の如く罪穢の
 祓物を持ち出で往かば荒き潮の潮の數多の通ずる道の彌潮道の潮
 の數多寄り合ふ所にましますといふ意即ち潮水の幾條となく通じ
 たる數多の一一所に寄り合ふ場所にまします神といはん料なり祝詞

考頭書に荒は荒山荒野なども同じく世ばなれて生ながらある物をいふなり鹽は潮なり字にかかはらず八は二つ共に頼の意なりと見ゆ大祝詞後釋に八百道とは潮の道の多くあるといふ四方の海の内にはここにもかしこにも許多の潮道あるべし云云八鹽道とは上の鹽の八百道をうけ重ねていへるなり上には八百といひてこれにただ八とのみいへるはこと違へる如く聞やめれども八とのみいふときは八十にも八百にも八千にもわたりて廣ければ八百鹽道といふに同じきなり八百會と八百の鹽道の集り會ふ所をいふ方々の潮道より流れ来る潮の一つ處に築り會ひて海の底へ巻没する所なりとあるにて明に知られたりまた此本文の語の巧みあるを辨ふべし○速開都比咩止云神 速開津姫といふ神の意速は稱名なり開は大なる義都比咩はいつひめなりさて祝詞考に云ふ古事記に伊邪那岐大神生水戸神名速秋津日子神次速秋津比賣神とある是なるべしとみり

大祓詞後釋にはこそ彼の御禊の段に生坐る伊豆能賣神なりその伊豆は伊伎豆の切きりたる御名にて即ち速秋津日子神速秋津日女神と同神なり秋は借字にて明づの意にて明とて御禊によりて清らかに清まりたるよしの御名なりさて速秋津日子日女ニ柱神は古事記に水戸神とあるをここに鹽の八百會に坐すといへるそいたく處たがひたれども是に深きよし有りそは潮之八百會は此顯國の海上の塚にて根國の方へ潮の沒往門口なればこれ又彼方の水戸なりとわるを此神の御名をさとるべし○持可可呑氏牟 聲立てて呑まむといふ意持は上接辭にて他の語に冠らしむるものなり可可は呑む音をいふ今のかぶかぶの如き音なり或はかぶかぶのふを省きたる音ならむか氏牟之從來天爾波といふめれどもここは助動詞の接續したる辭なりさるは氏之過去の助動詞のつの變化の辭(ツ、ツル、ツレ、テ、テヨ)なり牟は未來の助動詞のむなり此むの接續するをすべての助

動詞の第四變化に接するなり故にてむとなるなり俗言にテヤウど
もいきべき語なり祝詞考に持は輕く添たる言之可可と水を呑音な
うすべて物を呑み物をかむ音をかふくとのむかりかりとかむあ
ざいふ此類多しとあり大祓詞後釋に可可は朝野群載に客々とかき次
なるをも加々と書り式の本に哥とあるは後に寫し誤れるものなり
さて可可の意は考の説の如しとあるにて可可飲む音と書きやる
なり○如此久可可呑氏波 かくの如く聲立てて呑みつればといふ意
○氣吹戸坐須氣吹戸主止云神 息を吹く處にまします氣吹戸主と
いふ神の意大祓詞後釋に戸は處なり處を斗と云例多しさて氣吹戸
と此氣吹戸主神の諸の罪穢をいぶき放ちやり給ふ處のかぎりを
ひろくいへるにてはじめ祓つ物を川に流し棄る所よりして終り根
國に至るまでの間にひろくわたる名なり坐といへるは氣吹戸とい
ふ所の一つあると聞ゆめれども然らず只上の二つの例のままに

坐とはいへるにて別に然云所の一つあるにはわらずそはかの早川
の瀬鹽の八百會根國などいふとは名のさま異にして氣吹戸といふ
べき所はいつくにもなきを以ても知るべしとあり祝詞講義に氣吹
戸は第一の譽に科戸と云るそれと一にて天にも地にも上にも下に
も物を氣吹送る風氣の脉を云るなり然れば高山の末短山の末より
眞回垂に落籠つ早川より大海原に持出るも水の潤下る性に依る也
いへども此神の氣吹處より氣吹送るにより又大海原より根國に運
び送るにも此神の氣吹に依る事水をも涙をも風の心に任するを以
て知るべきなりとあり大祓詞新解に氣吹所は根國に到る海路にて
氣吹所主神の罪を呑て吹き離ち給ふ所を然いふかくいふは此祓の
詞はいまだ作らざりしはやくより祓をすればいつも此祓のそ
こにて罪を息ふき給ふ如くいひして然名に負ていふなりと見ゆ
これらは氣吹戸につきての説なり此神の事につきては大祓詞後釋

に此神は倭姫命世記に多賀宮一座豐受荒魂也伊弉那伎神所生神名伊吹戸主亦名曰神直日大直日神見えたり多賀宮は伊勢外宮の別宮高宮なり是を豐受荒魂といへるは心得ねと伊吹戸主を直毘神なりといへる之後世人もさらに思ひよるまじき事なれば必ず古き傳説なるべし云云此御名氣吹戸主といはずして氣吹戸主と申すは上に早川の瀬に坐す云云壇の八百會に坐す云云といへる例のまにくされも氣吹戸に坐といふから戸てふ言をも添て稱へ奉れるなるべしとありまた祝詞講義に氣吹とは大空の氣を振り動す名なるを以ていふときと氣吹こそ風神なれ氣吹戸といふときと其風の氣吹く所を云るなりとあるをも合せ考ふべしされは氣吹戸は息を吹く處をいふなり○根國底國爾氣吹放氏牟根の國底の國に氣を吹き放ち給はんといふ意祝詞考に根と底とは同じきを二ついふは文なりとありまた大祓詞後釋に根國底之國と即ち黃泉國なりそもそも世中の

の凶事は皆もと黃泉國より起り來ることなるを祓禊はその罪穢の凶事を本の黃泉の國へかへしやるしわざにて此祓禊することを天津神國津神の聞食しいるれば此段の神たち其祓ひしてたる罪穢の凶事を次第によみの國へおくりかへしやり給ひて世中の罪穢除こう清まうて凶事無きこれぞ祓禊の旨趣なりける氣吹は息以吹なり放はばなちやるゝさて速開津比咩には呑といひ此神には氣吹放といへるも實に此異ありかの呑給ふは顯國の罪穢の除こり亡るなれば呑沒失ふなり此氣吹放給ふは既に根國の方に移りたるを受て根國までやり給ふなれば其物を御息もて吹やり給ふ之此二つのこころばへ直毘の神と伊豆の賣神とによくあたれりとありたり○如此久氣吹放氏波根國底之國爾坐かの如く息を吹き放ちたれば根國底の國にましますといふ意○速佐須良比咩登云神速流離姫と云ふ神の意速之稱名なりさすらひとは流離にて寄邊なくさまよふをい

ふ咩は女はて此上に日の字のありつらん前條皆ありつればなりさ
れば日女ニ姫にて女子の美稱なり祝詞考に此神名は吹の言をもて
思ふに佐須良比といふ言なれば今一つ比字有けんが落たるなるべ
し又良比の約里なればもしそ佐須里なりしを後人さかしらに良と
改めたるかとあり大祓詞後釋に佐須良比比咩といふべきを比一つ
足らざるは凡て古言にかく同音の重なるをば一つ省く例わたりされ
ば比の落たるにもあらずとあり此によりて
按するに考は脱字なりといひ後釋は省音なりといふかかれば比咩
の比を略きたるにあらで良比の比を省きたるならんか鬼もあれ角
もあれサスマヒヒメの意とすべし○持佐須良比失氏卒 持ち流離ひ
失ひ給はんといふ意持と上にいへるが如し佐須良比とよるべなく
さまよふにて彼是するといふなり祝詞考に崇神天皇紀に百姓流離
とあるをればみたからさすらへぬと訓たりとあり大祓詞後釋にさ

すらひうしなふは行方もしられずなして亡なひ給ふなり流離など
の字を訓む其意なり伶俜をも訓めり云云此佐須良比咩は須勢理毘
賣にて其神は祓には由縁なきが如くなれどもこれに深きゆゑよし
ある事なり大祓詞新解にさは推し出す貌すとさを承ておし出しけ
る如くいふらと言の下につけて定めていふ如くいふふと然する貌
失は有る物を無くするにて其罪を無き如く失ひやる意なりと見ゆ
とあるを以て考ふるにさすらひは流離にて神の御本名は須勢理姫
なること明けししか思ひ定むべし○如此久失氏波天皇我朝廷爾仕奉
留官々人等乎始氏天下四方爾波自今始氏罪止云布罪波不在止此く
の如くさすらひ失ひたらば天皇が治しめす朝廷に仕へ奉れる部曲
の人人(後の諸官衙の官吏をいふ)を始めて天下四方の公民に至るま
で今日より始めて罪といふ罪は在らずといふ意これ朝廷に奉仕す
る諸官吏を始め公民に至るまでいまより始めて罪といふ罪は在ら

すと祓へ給ひ清め給ふといふ義になるなりさて罪といふ罪といふ言を三四ヶ所に重ね書きてあれどもこれぞ古るき文の一格なるこれをひとわたりみるとときは拙きるまに見ゆめれどもさにあらず古文の常態なり〇高天原爾耳振り立聞物止　高天原に耳を振り立て聞く物といふ意即ち耳をすまして聞く物といふ意なるべし大祓詞後釋に高天原爾とは殿造りをいふとて高天原爾千木高知といふと同意にてただ高くといふことなり必しも高天原まで至るよしにはあらずと見えたり〇馬率立氏　馬を率き立てといふ意祝詞考に馬と耳疾き獸なる故に天つ神國つ神の此申す祓の詞をとく聞き食すにたとへて祓物とするなりとあり大祓詞後釋に率立氏祓給比とづくてにをそなりとありされば今日より始めて罪といふ罪は在らずと高く耳を振り立て聞く馬の如く天つ神國つ神のかく申す祓の詞を聞き食し給へといふ義になるなり而して今年六月云々を隔てて

祓給比清給ふにかかる文なり〇今年六月晦日夕日之降乃大祓爾
今年六月の晦日(月隕の日なり)の夕つ方の日の降の大祓にといふ意
夕日の降とは朝日の豊榮登に對へたる言なり〇祓給比清給事乎諸
聞食止宣　祓ひ給ひ清め給ふ事を諸々の人人聞き給へと告ぐとい
ふ意此段を言ひ終はりたるべきは諸々の人皆唯と應ふるなり祓詞
これにて終はるものとす大祓詞後釋にと諸とははじめに集侍親王
云云諸とある諸をさすなり宣は中臣みづからいふなることはじめ
と同じとありさもあらん〇四國ト部等大川道爾持退出氏祓却止宣
四國のト部たち大川道に祓つ物を持ち退き出でトひ却けよと
告ぐといふ意これ祓の詞をはりたれば別にト部に申す詞なりされ
ど前文と同じく中臣氏の告ぐるなりさて祝詞考にト部は解除の事
をどるなれば祓詞終りて後其はらへつ物を川邊に持出で流しやれ
と仰せ給ふなうさて此文に疑ひとも有りまづ四毛と假字に書く時

は乃字を添ざれば與毛具爾とよまれて古言の例に違へり然れば毛字は方を誤れるがはた下に乃字を落せるにもあらん又川道の道は用なし邊の誤ならんか又ト部は職員令神祇官下にト部二十人と見え延喜臨時祭式にト部取三國ト術優長者伊豆五人壹岐十人と有りこれ神祇官のト部なり員も令式ひとし然るをここに四方國ト部等といへるはいかに唯ト部等もしさ三國ト部などこそ有るべけれ伊豆壹岐對馬をいふとたすくともそをいかでか四方國とはいふべき又諸國を兼云といそんかとあり大祓詞後釋に四毛國とある毛字と後世人のさかしらに加へたるものなりよもの國ならんにはただ四方とも四面とも書くこそ古書の例なれ毛字を書る例もなくいとつたなきなり又ト部は考に云れるごとく三國よりこそ出れ諸國より出たることなしさればこれは四國にて四箇國のト部なり四時祭式大祓御賄條に召中臣稱唯率文部四國ト部入云云宮内省式に四國乃ト部

等云云台記別記大嘗會中臣壽詞に四國ト部等云云などあるを以てするべしるにて之伊豆壹岐對馬に今一國はいづれぞといふに京に在るを加へていふなるべし臨時祭式に其ト部取三國云云若取ニ在都之人云云これにて在京のト部もあるとを知るべし川道とは祓物を流しすべて海原へやるに川は其道なる故に殊に道とはいへるなり退とは京より外へゆくをいふ祓却は神祇令にト部爲解除解除とある是なれどありまた此段之初なる集侍親王云云の段と共に二季の大祓の定まりし時に加へられたる文なること論なしとあり久保氏の按に四國と後釋には云ばれ史傳には三國に常陸を加へたるなりとある何れも由あら又式の印本に四の字の下に毛字あるによりて者にも論あり後釋にも上の如く云れたれど此は衍なり貞享本には無き由出雲本の校異に見えたりとありされば四國はよくににて間に文字のなきを是とす川道はかはぢにてよろししか辨ふべし

東文忌寸部獻時橫刀時兜

西文部。准此。

東文忌寸部獻橫刀時兜 東文忌寸の部曲の横刀を獻る時の
祈禱の文といふ意さて東文忌寸は應神天皇の御宇百濟より
歸化せし阿直岐が末なり此阿直岐の子孫史部になられてより
世々史部を以て世襲とす初め直の姓を稱しより連の姓を賜
ひ遂に忌寸の姓を賜ふに至れり(天武天皇の御宇)而して皇城
の東(大和)に住み給ふ史なるを以て東文忌寸と稱したるなり
學令に東西史部云々義解に謂居在_ニ皇城左右_ニ故曰_ニ東西_ニ也前代
以來奕世繼業爲史官或爲博士因以賜姓總謂之史也とあるを
以て明かなり獻橫刀とは神祇令に凡六月十二月晦日大祓東
西文部謂東漢文直上祓刀讀祓詞所謂文部漢音訖百官男女聚集
西漢文省祓所中臣宣祓詞ト部爲解除とあるにて知られたりさるは先
づ天皇の大御身に御服を奉り御身の長を量り御幣を撫でま

しましそれより文部の庭に参りて刀と人形を奉り呪文を讀
み申し終て祓之あるものなり○西文部准此 西(河内)の文部
も東文部に准じてなすなりとの意西文部も百濟より歸化せ
し王仁の末なりこれもまた世々史官となりて皇城の西(河内)
に住まふを以て西文部といひたるなり初め首を稱したりし
が連の姓を賜ひるれよりまた忌寸の姓を賜はれたりされば
阿直岐の裔を東即ち大和に居るを以てやまとのみびとと
いひ王仁の裔を西即ち河内に居るを以てかふちのみびと
といふなり猶委しきことは古語拾遺講義を見るべし

謹請皇天上帝三極大君日月星辰八方諸神司命
司籍左東王文右西王母五方五帝四時四氣捧以
銀人請除禍災捧以金刀請延帝祚兜曰東至扶桑。

西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國。精治。万歲万歲。

謹請皇天上帝。つつ志みて諸ふ天上にまします所の皇帝といふ意。これ皇祖の天神といふと同じきなりさて高天原にまします皇祖の諸神を皇天と用ゐたるは古語拾遺に皇天ニ祖之詔及び禋祀皇天とあり日本紀に皇天之威とあり後紀に皇上天帝とあるを以て明とすべしされば漢土にて天つ神を皇天上帝といひなるべし〇三極大君三公の大君といふ意そもそも三極と三台星にして史記の天官書正義に泰一天帝旁三星三公之別名とありまた三公三星云云爲大尉司徒司空之象主燐理陰陽主佐機務とありされば三星は三公たること明かなりまたいふ三台星と支那の天文學に紫微星即ち天帝の左右を守る三つの星上台を虛構と號し司命にて大尉とし中台を陸淳と號し司中にて司徒とし下台を曲順と號し司錄にて司空とす

因て三公を台輔などといふが如し〇日月星辰 日月星時といふ意辰之釋名に時なりとあり書經に撫于五辰とあり註に謂五行之時とあり爾雅に北極謂之北辰註北極天之中以正四時とあり左傳に日月合宿謂之辰とあれば時なること明けしるに星といふことありまた書經に三辰日月星也とあればかくいへるなるべし此處も時と見るべし〇八方諸神 八方にましますもろくの神といふ意これあらゆる群神をいふにて八百万神といふが如きなり史記の天官書に五殘星出正東賊星出正南司危星出正西獄漢星出正北地維咸光亦出四隅とあるを見れば群星を諸神といはれつらんか〇司命司籍曰司錄賞功進士司命主災咎とありたりこれも一の神となしたり〇左東王父 こは氣の名なり老君中經に東王父者青陽之氣也とあ

り講義に東王父と太昊伏羲氏ありといはれたり○右西王母 これ
も氣の名なり老君中經に西王母者大陰之氣也とあり講義に西王母
と女媧氏なりといはれたり○五方五帝 これも神の名なり一方一
帝ましますゆゑ五方五帝のあるなり星經に五帝内座在華蓋下一覆
帝座也と見え久保氏云五行大義に皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並
天上神下治於世次第相接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即
明堂所祭者也とありといはれたりされば五帝は五星にて帝名之皇
伯以下の名なるべし○四時四氣 春夏秋冬の四時及暖暑涼寒の四
氣の神といふ意なり即ち各主る星をさすなり○捧以銀人 捧くる
に銀の形を以てすといふ意これ前に述べし如く東西史部より獻
る人形なりさて神祇令并に古語拾遺には祓の刀を獻る事のみあり
て人形を獻ることは見ゆずされども四時祭式と此文と同じく人像
を載せたれば人像及び刀を獻ることは明らかに知られたり○請除

一 請災 災禍を除き去らんと請ふ義これ災害を人形に負はせ天皇の
大御身に無からんやうに請ふなり○捧以金刀 捧くるに金の刀を
以てすといふ意これ諸書に見ゆるものにて金裝横刀なり○請延帝
祚 帝位を延ばんことを請ふといふ意即ち天皇の御位に長くあら
せられんことを願ひしなり祚之詩經に歲なり又曹植詩に初歲元祚
とあれば歲のことにも用ゐしなりされば天皇の世を治しめす歲の
長くあらんことをといふ意にも解かる畢竟は帝王の恙なくあらせ
られんことを望むなり○呪曰東至扶桑 祈禱して曰く東は日本に
至りといふ意さて扶桑とは外國より皇國を稱する號にて日本に有
りながらこの語を稱するは疑ふべきなりされども漢土の人の彼の
國の呪文をそのまま茲にあてそめて用ゐしことなればかかること
の出來りたるなり○西至虞淵 西は虞淵に至りといふ意この虞淵
といふ土地は詳ならず久保氏は淮南子に薄於虞泉是謂養昏また文

遙吳都賦に虞淵日所入也とありとはいはれたりされど何處の國を
させんにや知るべからず恐くは西方の洲をいひたるならんか○南
至炎光北至弱水 南は炎光に至り北は弱水に至りといふ意その炎
光弱水共に何處の國なりや知るべからず○千城百國精治萬歲々々
々々 千の城百の國の精に治ること萬の歲々々々と祝ひたる意
千も百も多きをいふにて數をいひたるにあらずされば四海の内平
安なること萬々歲といはんが如し

祝詞式講義上巻終

